

## システム・情報・シミュレーション部会 会計規程

平成 23 年 10 月 17 日 施行

平成 26 年 9 月 18 日 改定

平成 27 年 3 月 20 日 改定

平成 28 年 3 月 14 日 改定

### (目的)

第 1 条 公益社団法人化学工学会 システム・情報・シミュレーション部会(以下「SIS 部会」という)が行う事業等のための会計処理に関して定める。

### (適用)

第 2 条 SIS 部会の会計処理は、法令、公益社団法人 化学工学会の定款および会計処理規程、公益法人会計基準に基づいて実施するものとする。

### (経費)

第 3 条 SIS 部会の運営に必要な経費は、会費、本部給付金、寄付金、受託研究費および事業収入を以ってこれにあてる。

- 2 受託研究の受け入れに伴う経費の扱いについては、事実が発生した時点で、幹事会にて協議、規定する。

### (予算)

第 4 条 収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに部会長が作成し、部会幹事会の承認を得るものとする。

### (決算)

第 5 条 毎事業年度終了後、決算書類を作成し、監事の監査を受けた後、部会幹事会の承認を得るものとする。

- 2 前項の議決を得た決算書類は、速やかに本部へ提出しなければならない。

### (分科会)

第 6 条 分科会の会計処理は、SIS 部会として一元化して実施する。各分科会における金銭の出納は、部会長の承認を得た仕訳方法に基づいて実施し、出納簿を遅滞なく部会に提出し、部会にて1つの出納簿に取りまとめを行う。

- 2 会員からの会費および行事の収益金はすべて部会の口座へ入金するものとする。
- 3 部会から各分科会へは事業計画および活動計画に沿った活動資金を原則として会計年度当初に配分する。活動資金の配分額は部会幹事会において決定する。
- 4 各分科会の行事に伴う収入および賛助金は、各分科会が管理する部会のサブ口座に入金し、各分科会は予算に沿った出金を部会サブ口座から行うことができる。ただし、行事、会合或いは事業ごとの支出額が予算申請額を 5 万円以上上回る場合は、部会幹事会の承認を必要とする。
- 5 部会共通の費用や化学工学会本部に納める事務負担金は、部会本体の会計から支出する。

(行事積立金)

第7条 SIS部会の行事遂行のための積立金については、「行事積立金取扱規則」として別途定める。

(本規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、SIS部会幹事会の承認を得て行う。

付則 本規約は、2016年3月14日より施行し、2011年10月17日、2014年9月18日、2015年3月20日施行の旧規程は廃止する。